明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日を定める政令（三三〇）　二

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三一）　四

〔告　示〕

○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　四

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**三〇）　五

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**三一）　五

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一九五）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一〇五七～一〇五九）　六

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**一〇六〇）　六

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を改正する件（**同**一〇六一）　七

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件（**同**一〇六二）　八

○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（**観光庁**一八）　九

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二六〇、二六一）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

内閣　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

通　運　一二

海事補佐人の登録（海難審判所）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者に対する行政処分、財団関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**特許法等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める日を定める政令**（政令第三三〇号）（経済産業省）

特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四二号）附則第六条第一項の政令で定める日は、令和五年三月三一日とすることとした。

◇**特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三三一号）（総務省）

1　包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）の適確な実施を確保するため、日英協定に係る国外適合性評価事業の区分、当該国外適合性評価事業に係る認定の有効期間、当該認定の申請に係る手数料の額等を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、日英協定の相互承認に関する議定書が適用される日から施行することとした。